

種まき 通信No.47

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2014年7月25日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会6月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q. 有人ヘリ空中散布にあたり住民説明は十分だったか？

A. 危険性に関する情報提供が十分でなかったことは否めない



安曇野暮らし

なんでも相談室

個人的なことはけっこう政治的なのだ！

身近な話題・課題を持ち寄ってみんなで考えましょう。お気軽にご参加ください！

～小林じゅん子の議会報告もあります～

〔夜の部〕8月21日(木) 19:00

〔昼の部〕8月23日(土) 13:30

場所：市民ネット情報室

(薪ストーブの店・地平線倶楽部内)

問合せ：0263-83-4250 (市民ネット情報室)
090-4546-3496 (小林じゅん子)

【教育部長】空中散布は早朝4時半ごろから30分間程度で終わる予定なので、登校時間の更はしない。

【質問】明科・岩州公園周辺の山林で、有人ヘリコプターによる農薬の空中散布が実施されることになったが、空中散布が松枯れに有効だという確証はなく、むしろ環境汚染や生態系への悪影響、ヒトの健康被害が心配される。無差別に空から農薬を撒く危険性は測り知れず、予防原則に従って慎重に対応すべき。住民説明会では、空中散布の是非を判断するに十分な情報提供がなされていたか。

【農林部長】散布する薬剤に関する危険性については、十分な情報提供がなされなかったことは否めない。

【質問】空中散布の実施が決まったあとで説明会を開いたが、これは県の防除基準とは違う手順である。特に空中散布の可否の判断には、周辺住民に過去に影響を受けたと自覚する人、化学物質に敏感な人等を把握する必要がある。そのための調査を行っているか。

【農林部長】過敏症等の該当者が地域にいるかどうか、個々に通知や回覧をして把握することはしていない。(この一般質問直後に慌てて通知の手配をし調査した)被害地域では松枯れの学習会を行い、その中で空中散布は地域住民の総意という感触が得られたので、市としては実施する方向で進めた。今回は試験散布であり、その効果や環境への影響等を検証して今後の実施を検討していく。

【質問】ネオニコチノイド系農薬の危険性は急性毒だけではない。慢性的に蓄積されて成長期の子どもたちに悪影響を及ぼす可能性がある。保育園、幼稚園は休園、休校にするくらいの対応が必要ではないか。

三郷ベジタブル(安曇野菜園) 住民訴訟を支援して下さった皆様へ 「三郷ベジタブルの経営改善を望む市民の会」より 解散のお知らせ

2007年秋に提訴した安曇野菜園住民訴訟、原告の小林じゅん子と共に闘った「三郷ベジタブルの経営改善を望む市民の会」の代表世話人・諫山憲俊さんから、5月12日に解散のお知らせがありました。

2006年11月に公表された(旧)三郷ベジタブルの第3期決算書に粉飾の疑いがあったことに端を発し、住民訴訟となったこの問題もようやく終息の運びとなりました。

本来であれば、2011年10月に最高裁判決が出た時点で終わるはずでしたが、宮澤市長が、ほとんど前例のない「住民訴訟に対する訴訟費用の請求」を行った結果、ここまで延びてしまいました。

市側弁護士は、「相殺」などという姑息な手法を用いて、原告の小林純子議員の歳費から訴訟費用を取り立てました。私たち市民の会の最後の意地を見せようとする訴訟費用のキャンパを呼びかけましたところ、裁判を支援して下さった有志の皆様から63,000円ものキャンパが寄せられました。会の会計残金がありましたので、108,020円の訴訟費用分を小林純子

議員に返し、精算させていただくこととしました。

最新の情報では、私たちが高裁判決で勝ち取った「損失補償契約は違法で無効」という判例(判決は破棄されても判例は残ります)により、各地域でかつてのようなルーズな税金の無駄使い事業に、金融機関がノーチェックで融資をするようなことはなくなったようです。私たちは「名」では負けても「実」は取ったという事でしょう。

当初の目的を達することができましたので、この「お知らせ」をもって当会を解散いたします。皆様からの熱きご支援、ありがとうございました。

《小林コメント》第三セクターの「損失補償契約は違法で無効」とする東京高裁判決の反響は大きく、地方自治関係誌はもとより金融関係誌まで様々な論者が見られました。金融機関にとって、それまで損失補償付きの第三セクター向け貸金のリスク・ウエートは0%でしたが、いまや「貸し手責任」が問われることとなったわけです。

議会改革推進委員長を辞任

7月22日、小林じゅん子は議会改革推進委員長の職を辞し、議会改革推進委員会から身を引く決意をし、議長に辞任届を提出しました。(25日に辞任)

陣中見舞いの問題(公選法違反)や政務活動費の問題(不適切な支出)が出てきたため、議会基本条例第2条第1項第2号「透明性を確保し、公平、公正かつ民主的で、市民に開かれた議会を目指す」して、行動したところ「根回しもせず全員協議会で取り上げた小林委員長は、人として信頼できない」とまで言われ……。議会改革に対する認識の大きな違い、その隔たりは埋めがたく委員長として留まることは困難と判断しました。

直接的に問題とされた事件については裏面記事をご覧ください。

* 6月定例会 集团的自衛権の行使に関わる議案の賛否

賛成：○ 反対：× 欠：欠席 議：議長(可否同数以外採決に加わらない)

議案	議員氏名																								
	1 松枝 功	2 坂内 不二男	3 林 孝彦	4 井出 勝正	5 一志 信一郎	6 宮澤 豊次	7 黒岩 豊彦	8 増田 望三郎	9 竹内 秀太郎	10 藤原 正三	11 中村 今朝子	12 山田 幸与	13 平林 明	14 小松 洋一郎	15 荻原 勝昭	16 猪狩 久美子	17 藤原 陽子	18 内川 集雄	19 小松 芳樹	20 召田 義人	21 松澤 好哲	22 小林 純子	23 浜 昭次	24 平林 徳子	25 宮下 明博
請願第1号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める請願	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	議
陳情第4号 「集团的自衛権行使容認」の憲法解釈の変更を行わないことを求める陳情	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	議
陳情第5号 集团的自衛権行使容認は行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	議
議員提出第4号 「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」とする歴代政府見解を堅持し、立憲主義の立場での対処を求める意見書	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×	議
議員提出第5号 集团的自衛権の行使容認に関して、十分な国民的議論と国会での慎重審議を求める意見書(※立憲主義に基づき等の文言がない)	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	議

種まき通信No.47

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メールでお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしたいと考えています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

4,921万8千円

防災用品購入助成金が こんなに余ってしまった！

安曇野市では、防災への関心と防災の基本である自助の意識を高めることを目的として、各家庭に非常持ち出し袋などの防災用品を備えてもらおうと、平成25年度から3年間、防災用品の購入に対して補助事業を行っています。

これはいいアイデア、さぞかし喜ばれたことと思いき、25年度1年間の利用状況を見てみますと、5,018万7千円の予算に対し4,921万8千円も余っていることが判明。市民へのお知らせ、周知の仕方が悪かったのでしょうか。もったいないことです。この助成金があるうちに、ぜひ防災用品の備えをしてください。

補助の対象者は市内に住所を有し、居住する世帯。同一世帯につき1回限り。補助金の額は、防災用品購入費の3分の1、上限4,000円まで助成します。詳しくは各支所または危機管理課の窓口にお問い合わせください。 **購入物品例→**



不正事案再発防止に安曇野市議会としてなすべきことは

「5月28日、市道路改良工事において、市職員が入札情報を漏えいするという容疑で逮捕される事件が発生しました。本件の事実関係を明確に調査し原因の究明と検証をするとともに、今後は、法令遵守の徹底をはじめ、倫理の高揚、適切な執行管理を行い、再発防止に努めていただきたい。」と安曇野市議会として議長が市長に申し入れを行いました。

これでは議会として何も言っていないのと同じではないかと、私としては非常に不満でした。

この文書をめぐって3人の無所属議員は、「いったい誰の発案だろう。ハッキリ言って中身無いよね」、「こんなことがあると議会としても何かしなくてはと思ったのだろうが、本気度ゼロだね」、「庁内に再発防止の委員会を作ったようだけど、身内の調査ではラチが明かない。第三者委員会を立ち上げるとか要望しなければダメだ」等々の話をし、意見も出しましたが、議会運営委員会では特に異論がなく、これで決まりとなった次第。これで議会のチェック機能が果たせるのでしょうか。

◆市議が市に“陣中見舞い、議会報告会で市民指摘” 議員となった以上は、「社会通念上のお付き合いが制限される」ということ！

議員の寄付行為の禁止に関することで5月の議会報告会で市民から指摘があった“陣中見舞い”問題について、議会全員協議会で調査と議会としての対応を求めた私に対し、議会内からは強い逆風が・・・ 6月26日開催の全協の様子をお伝えします。その日は6月定例議会の最終日、午後の議事が終わったのが6時59分。議会事務局長が「急で申し訳ありませんが、7時から全協をお願いします」ということで、急遽の全協となりました。

宮下議長は、「豊科の議会報告会で質問した人がちょうど傍聴に見えたので、話を聞いた。陣中見舞いの情報はだれから得たかと聞いたところ、守秘義務があるから言えないとのことだった。昼休みにM議員から『公選法違反の指摘があったのは自分のことだと思う』と申し出があった」と報告。

M議員からは、自分が除雪作業中の職員に対し、「ご苦勞様」というねぎらいの気持ちから、デリシア（ベイシアと言ったのかもしれない、聞き取れず）だったかで1,500円程度の菓子を買い、袋に名前を書いた（か定かでないが、ここも聞き取れず）職員に手渡した。消防団長の時は、いつもそうやって差し入れをしていたので、公職選挙法に違反するとは思っていなかった。今後は気を付けたい。申し訳なかったとお詫びの言葉がありました。

実はこの差し入れの証拠写真があります。袋入りではなく某有名菓子店の箱入りで、どう見ても1,500円程度のものではありません。熨斗にM議員の名前と激励の言葉も書かれている。ということで、まだ事実関係は明らかになっていません。

私が「社会通念上許される範囲のもので、善意でやったことだから問題ないということですませているのか。個人的な問題で片づけてしまうことではない。4年前に現職議員が選挙の陣中見舞い（3,000円～5,000円）を贈って問題になったときも、議会として対応しなかった。また同じことを繰り返すおそれがある。きちんとした対応をしないと、議会への信頼は失墜する・・・」と発言したら、「善意で差し入れた程度のこと、公職選挙法違反だなどと言われるのはおかしい。いったいだれがそんなことを漏らしたのか」という発言

まで飛び出し、「そうだ、そうだ！もらった職員だっておかしいじゃないか」、「通報したのはいったい誰なんだ！」とか、議論はあらぬ方向へ。

結局、議会としてこの問題をどう捉え、反省し、今後の処し方につなげるか、はっきりさせないまま終わってしまいました。

市民のみなさん、もしかしら1,000円、2,000円のこと、善意の寄付であればなおさら、そんなにこだわらなくてもいいのに、と思う方がいらっしゃるかもしれませんが、その感覚が実に困った問題につながっていくのです。

ひとつ例を挙げます。地域ぐるみの選挙で当選した議員（全体の3分の2ぐらいか？）は、選挙後に市政報告会とかそれなりの名目で地域住民を集めて、「当選祝い」や「ご苦勞さん会」のようなことをしている場合が多いようです。会費1,000円ということにして、実質会費以上の供給をすとか、そんな感じです。

これは公選法違反になりますが、選挙民も「選挙の手伝いに駆り出されたのだから、そのくらいのことは当然だ」と思っている人も多いので、やらないわけにいかないと、ある新人議員もこぼしていました。

金銭や品物で公正で自由な選挙が阻まれるようなことがあってはならないですから、買収は言うまでもなく寄付の禁止についても、議員は（議員を目指す人も）厳しく対処しなくてはなりません。

議員の寄附行為については安曇野市議会ホームページにも詳しく説明されています。普通は常識的な範囲だからOKだと思うようなことが、公選法に違反しているということがよくあります。

議員となった以上は、「社会通念上のお付き合いが制限される」ということを、よくよく理解しておかなければなりません。

《小林コメント》国の最高法規である憲法の、その解釈の変更で集団的自衛権の行使を認めることには反対です。
1945年に国連が発足した後、現在までの約70年の間に起こった戦争の多くは、集団的自衛権を名目とした武力行使が発端となったものです。集団的自衛権が戦争を始めるための都合のよい理由となってきたことを忘れてはなりません。